

防衛省訓令第46号

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令及び航空身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年8月28日

防衛大臣 林 芳正

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令及び航空身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令

(自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部改正)

第1条 (略)

(航空身体検査に関する訓令の一部改正)

第2条 航空身体検査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表中5握力の項を削り、

「

6	血	圧
7	脈	拍

を

8 起立耐性

5 血 圧
6 脈 拍
7 起立耐性

に改める。

別表中 9 視力の項を次のとおり改める。

8 視 力	各側とも次の基準以上であること。			
(1) 遠距離 視力	0.2 (1.0)	0.1 (1.0)	0.1 (1.0)	0.05 (0.7)
	ただし、 航空交通 管制業務 を行う者 にあつて は各眼(0 .7)かつ 両眼で(1 .0)		ただし、 航空交通 管制業務 を行う者 にあつて は各眼(0 .7)かつ 両眼で(1 .0)	
(2) 中距離 視力 (航空交 通管制業 務及び空 中輸送(特 別輸送) 業務を行 う者は除 く。)	(0.2)			

(3) 近距離  
視力

(1.0) : (0.5) : (1.0) : (0.5)  
:  
:  
:

- 備考
- 1 ( ) 内は矯正視力を示す。
  - 2 矯正視力により検査甲を受ける場合においては、遠距離視力、中距離視力及び近距離視力について、屈折度が同一な単焦点レンズによる矯正眼鏡を使用して検査を行うこと。また、遠距離視力が裸眼で1.0以上の者であつて、眼鏡を使用しないで業務を行う場合は、いずれの視力検査も裸眼により行うこと。ただし、航空交通管制業務を行う者及び40歳以上の者で航空業務に支障のない矯正眼鏡の使用等により検査を受ける場合は、この限りではない。
  - 3 矯正視力により検査乙を受ける場合においては、業務に用いる矯正眼鏡を使用して検査を行うこと。
  - 4 矯正視力により検査乙を受けた者については、航空業務従事中は、基準を満たす矯正眼鏡又は単焦点ソフトコンタクトレンズ（カラーコンタクトレンズを除く。）を使用し、かつ、装着時に基準を満たしうる予備の矯正眼鏡を直ちに使用し

うるよう携帯することを条件とする。

別表中	10 斜 位	を	9 斜 位
	11 輻 輳 近 点		10 輻 輳 近 点
	12 眼 球 運 動		11 眼 球 運 動
	13 色 覚		12 色 覚
	14 深 視 力		13 深 視 力
	15 視 野		14 視 野
	16 夜 間 視 力		15 夜 間 視 力
	17 聴 力		16 聴 力
	18 心 電 図		17 心 電 図
	19 疾 患 等		18 疾 患 等
20 総 合	19 総 合		

に改める。

(略)

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。